

青森県報

号外第十九号

令和八年
三月二十五日
(水曜日)

目次

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障
社がい) ……一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所
支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……二
- コイの持ち出し禁止に係る水域指定……………(水産振興課) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北農林
水産事務所) ……四
- 青森県営農高等学校の短期研修……………(営農高等学校) ……五

告 示

青森県告示第百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者 名称	主たる事務所 所在地	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を 行う事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
特定非営利 活動法人ら ぼると	弘前市大字浜の 町北二丁目五の 三	放課後等 デイサー ビス	こどもサ ポートキ ャノン カ	弘前市大字浜の 町北二丁目五の 六	令 和 八 ・ 三 ・ 一

青森県告示第百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者 名称	主たる事務所 所在地	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を 行う事業所 名称	所在地	廃 止 年 月 日
一般社団法 人LIMINO LIA	三沢市淋代三丁 目三九二	児童発達 支援	児童発達支 援事業所 のりあ	三沢市東町三丁 目九の七スタ ジ OR	令 和 八 ・ 三 ・ 三
一般社団法 人LIMINO LIA	三沢市淋代三丁 目三九二	保育所等 訪問支援	児童発達支 援事業所 のりあ	三沢市東町三丁 目九の七スタ ジ OR	〃
合同会社W ake	つがる市大字稲 垣町沼崎幾代崎 七四の二	放課後等 デイサー ビス	放課後等デ イサービス めざめ	つがる市木造永 田松下九の四	〃

社会福祉法人サポート虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	放課後等デイサービス	サポートセブンターあさひ	三戸郡階上町大字金山沢字道合の四	三戸郡階上町大字金山沢字道合の四	〃
-----------------	------------------	------------	--------------	------------------	------------------	---

青森県告示第百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	新城山田第七地区	令和七年四月一日から令和八年五月三十一日まで
八戸市	松館（三）、松館（四）	令和八年三月十六日から令和八年三月三十一日まで
五所川原市	松島町の一部（四）	令和七年四月一日から令和八年八月三十一日まで
むつ市	大字田名部字立山の一部、二又川目の一部	令和七年四月一日から令和八年七月三十一日まで

青森県告示第百六十八号

令和八年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイの持ち出し禁止及び放流の制限等）に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

青森県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三四〇号	八戸市大字新荒町二〇の二から八戸市大字荒町二まで	令和八・三・二五
県道楯引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字法師岡字大道ノ下一七の二から三戸郡南部町大字埴渡字林ノ後三一の二まで	〃
県道三戸南部線	三戸郡三戸町大字同心町二〇の八から三戸郡三戸町大字八日町三の一まで	〃

青森県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、階上都市

計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称
階上町

二 都市計画事業の種類

階上都市計画下水道事業（階上町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十二年一月十四日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和五年三月二十七日青森県告示第二百二十七号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和五年三月二十七日青森県告示第二百二十七号）の事業地に変更なし。

青森県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十七年四月一日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年九月十三日青森県告示第六百二十九号）の事業地のうち、大字津賀野字浅田地内において事業地を変更する

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年九月十三日青森県告示第六百二十九号）の事業地のうち、大字悪戸字中野、大字悪戸字鳴瀬、大字悪戸字青柳、大字一町田字早稲田、大字一町田字浅井、大字一町田字村元、大字一野渡字山下、大字一野渡字岡本、大字一野渡字東平山、大字一野渡字西平山、大字一野渡字野尻、大字下湯口字青柳、大字下湯口字扇田、大字下湯口字村元、大字外瀬一丁目、大字外瀬二丁目、大字館野二丁目、大字岩賀二丁目、大字宮地字富田、大字宮地字沢田、大字宮地字諏訪林、大字境関字鶴田、大字境関字西田、大字境関字亥ノ宮、大字駒越字高田、大字堅田字神田、大字堅田五丁目、大字原ヶ平字山中、大字原ヶ平四丁目、大字五所字野沢、大字五代字山本、大字五代字田屋敷、大字向外瀬字豊田、大字向外瀬四丁目、大字向外瀬五丁目、大字高崎字広田、大字高田字苅原、大字高田二丁目、大字高田五丁目、大字黒滝字二ノ松本、大字坂元字山下、大字坂元字山元、大字三世寺字鳴瀬、大字三世寺字月見野、大字山崎一丁目、大字山崎三丁目、大字山崎四丁目、大字山崎五丁目、大字自由ヶ丘二丁目、大字自由ヶ丘三丁目、大字若葉一丁目、大字樹木二丁目、大字樹木三丁目、大字小栗山字福岡、大字小栗山字沢部、大字小栗山字山下、大字小栗山字芹沢、大字小栗山字川合、大字小栗山字長田、大字小栗山字小松ヶ沢、大字小栗山字鷲ノ巢、大字小沢字苅原、大字小沢字山崎、大字小沢字大開、大字小沢字広野、大字小沢字御笠見、大字小沢字沢田、大字小沢字前沢、大字小沢字山下、大字小比内字狐森、大字小比内三丁目、大字小比内五丁目、大字松木平字富永、大字松木平字松山下、大字松木平字松元、大字城南五丁目、大字常盤坂一丁目、大字常盤坂三丁目、大字新里字西里見、大字新里字中里見、大字新里字西平岡、大字新里字東里見、大字真土字大川、大字水木在家字桜井、大字清水森字清水野、大字清水森字前田、大字清水森字下川原、大字清水森字沼田、大字清水森字村元、大字清水森字沢田、大字清野袋一丁目、大字清野袋三丁目、大字清野袋四丁目、大字清野袋五丁目、大字青山四丁目、大字青山五丁目、大字石川字柳田、大字石川字

野崎、大字石川字小山田、大字石川字泉ヶ平、大字石川字庄司川添、大字石川字留岡、大字石川字平岡、大字石川字川原田、大字石川字中川原、大字石川字泉田、大字石川字和田、大字石川字春仕内、大字石川字村元、大字石川字石川、大字石川字家岸、大字石川字西館下、大字石川字長者森、大字石川字大仏下、大字石川字大仏、大字石渡字田浦、大字石渡一丁目、大字石渡五丁目、大字川合字浅田、大字川合字岡本、大字船水一丁目、大字船水二丁目、大字大開二丁目、大字大久保字沼田、大字大久保字宮本、大字大久保字西田、大字大清水字上広野、大字大清水二丁目、大字大清水三丁目、大字大沢字梨子平、大字大沢字竹鼻、大字大沢字西前田、大字大沢字東前田、大字大沢字苦小平、大字大沢字上村元、大字大沢字西田、大字大沢字稲元川原、大字大沢字下村元、大字大沢字手代森、大字大沢字鷺上沢、大字大沢字鳥井長根、大字大沢字戸谷、大字大沢字大滝、大字大和沢字沢田、大字大和沢字里見、大字大和沢字上岸田、大字中崎字野脇、大字中崎字苺田、大字中崎字川原田、大字町田字三千苺、大字町田一丁目、大字町田二丁目、大字土堂字早川、大字湯口字二ノ安田、大字藤内町、大字藤野二丁目、大字乳井字平山、大字乳井字乳井、大字八代町、大字百田字岡本、大字浜の町北二丁目、大字撫牛字宮本、大字撫牛字五丁目、大字福村字福富、大字福村字下川原、大字福田字福岡、大字福田二丁目、大字豊田二丁目、大字豊田三丁目、大字堀越字柏田、大字堀越字柳田、大字堀越字川合、大字堀越字宮本、大字堀越字柳元、大字門外字川面、大字門外字栄田、大字門外一丁目、大字門外二丁目、大字門外三丁目、大字門外四丁目、大字薬師堂字岡本、大字龍ノ口字村元、大字緑ヶ丘一丁目及び大字和泉二丁目において事業地を変更し、大字茜町二丁目、大字茜町三丁目、大字賀田字大浦、大字境関一丁目、大字駒越字高田、大字五代字早稲田、大字高屋字本宮、大字自由ヶ丘一丁目、大字自由ヶ丘二丁目、大字小比内字富田、大字小比内二丁目、大字小比内三丁目、大字小比内五丁目、大字清水森字村元、大字早稲田四丁目、大字大久保字西田、大字湯口字二ノ安田、大字八幡字安田、大字八幡字須崎、大字福村字新館添、大字福村字早稲田、大字福田一丁目、大字豊田一丁目、大字豊田二丁目及び大字末広五丁目を加える。

青森県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域

都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称
大鰐町

二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間
平成四年十二月四日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
なし

2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十八日青森県告示第二百五十号）の事業地に変更なし。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を令和八年三月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年三月二十五日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

青森県営農農大大学校告示第一号

青森県営農農大大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

青森県営農農大大学校長 松 江 利 英

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業安全研修（一般農業者コース）	令和八年七月二十七日から同月三十一日まで	各九人	一般の農業者及び農業関係者	大型特殊自動車運転免許又はけん引免許（いんげん引免許）の取得
農業安全研修（新規就農者コース）	令和八年八月三日から同月六日まで 令和八年九月三日一日から九月三十一日まで 令和八年九月七日から同月十日まで 令和八年九月十四日から同月十七日まで	各九人	新規就農者（就農から概ね五年以内）及び社会人の就農希望者（受講後、二年以内に就農を予定）	大型特殊自動車運転免許又はけん引免許（いんげん引免許）の取得

2 あおもり農力向上シャトル研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業機械整備研修	令和八年十一月五日	二十人	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 農業安全研修
 - 一般の農業者及び農業関係者は、研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円
 - 新規就農者及び社会人の就農希望者は、受講料を免除
- 2 あおもり農力向上シャトル研修
 - テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
リカレントコース	令和八年五月から令和九年二月まで	概ね五人	新たに農家等で研修を行う就農希望者で、本県での独立・自営就農又は農業法人等への雇用就業が確実に見込まれる者であり、かつ就農予定期間の年齢が五十歳未満の者	研修品目は、原則として野菜（施設・露地）とする。
		概ね十五人	既に農家等で研修中の就農希望者又は就農後概ね五年以内の新規就農者及び農業関係者	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭